

わが社の運輸安全・安全衛生マネジメントの取り組み

平成31年度（H31. 4. 1～H32. 3. 31）

- ① 毎年度等、下記の具体的な取り組み方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

◎わが社の事故防止のための安全方針

- ・「**輸送の安全**」はわが社の根幹
- ・安全運転はプロドライバーの社会的使命

◎社内への周知方法

- ・「**安全性向上の基本方針**」を社内及び営業所等に掲示する。

◎安全方針に基づく目標

平成31年度の安全目標 ・「**交通事故・飲酒運転ゼロ**を貫徹しよう」

- ・「**労働災害ゼロ**の達成」
- ・「**物損事故を5件以内**にする」

◎目標達成のための計画

平成31年度の安全計画 ・**点呼およびアルコールチェッカーの完全実施と運行管理体制の確立**

- ・**デジタルタコグラフの計画的な導入**
- ・**走行時の安全確認の徹底。バック時の後方確認（目視による確認）**

◎わが社における安全に関する情報交換方法

- ・**事業所内のミーティング** ・**朝礼時・定期的な意見交換**
- ・**社内掲示による情報開示** ・**営業無線によるリアルタイムでの情報交換**

◎わが社の安全に関する反省事項及び改善方法

- ・**物損事故の発生**
- ・**安全管理者が中心となり乗務員の意見を交換し、皆で改善方法を見出す。**

- ② 毎年度、下記の取り組み状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

◎わが社の安全に関する目標達成状況

	目標	結果	目標達成状況	
平成30年度	人身事故	0件	0件	目標達成
	物損事故	0件	16件	目標達成できず
	飲酒運転	0件	0件	目標達成
	労働災害	0件	0件	目標達成

◎わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成30年度	重大事故発生件数	0件
--------	----------	----

会社名

株式会社 野口 本社営業所

代表者名

代表取締役 佐藤 幸弘

平成 31 年度安全教育計画

会社名 株式会社 野 口
 営業所名 本社営業所・米里営業所

月	行 事	国交省告示第 1366 号にもとづく教育指導
4月	こどもの交通事故防止運動	1. トラック、ドライバーの心構え 2. バス、ドライバーの心構え 3. 自転車との事故防止
5月	春の全国交通安全運動	1. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべき事項 2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項 3. こどもの事故防止
6月	エコドライブの推進運動	1. バスの構造上の特性 2. トラックの構造上の特性 3. 豪雨時の安全運転
7月	安全運転推進運動	1. 貨物の正しい積載方法 2. 乗車中の乗客の安全を確保するための留意すべき事項 3. うっかり事故の防止
8月	夏の交通事故防止県民運動	1. 過積載の危険性 2. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべく事項 3. 高速道路の事故防止
9月	秋の全国交通安全運動	1. 危険物を輸送する場合に留意すべき事項 2. 高齢者・障害者などの乗降時の安全確保 3. 対二輪車事故の防止
10月	高齢者の交通事故防止県民運動	1. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 2. 運転者の運転適性に応じた安全運転 3. 高齢者の事故防止
11月	正しい運転・明るい輸送運動	1. 健康管理の重要性 2. 正しい運転姿勢の保持 3. 薄暮時の事故防止
12月	冬の交通事故防止県民運動	1. 運行経路・路線に於ける道路状況及び交通の状態 2. 冬道に備えた対策の実施・シートベルトの完全着用 3. 事業用自動車の乗務員に起因する重大事故発生状況
1月	飲酒運転の根絶運動	1. 安全性の向上のための装置を備えた事業用自動車の適切な運転 2. うっかり事故の防止 3. 年始の事故防止
2月	健康管理の増進運動	1. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的の対応 2. ヒヤリハット事例を活用した教育 3. 冬道の事故防止
3月	事故やミスの要因撲滅運動	1. ドライブレコーダーを利用した安全運転 2. 交差点事故の防止 3. 輸送安全マネージメントの継続的な改善
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・交通死亡事故 0 の日(毎月 10 日) ・夏期労働災害防止強調運動(7 月 1 日～7 月 31 日) ・プロドライバー事故防止コンクール(7 月 1 日～12 月 31 日) ・年末年始労働災害防止強調運動(12 月 1 日～1 月 31 日) ・年末年始の輸送等に関する安全総点検(12 月 10 日～1 月 10 日) 	

株式会社野口 バス事業部 安全管理規程

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に

実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害時に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規制の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合は又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修実施の状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報についての記録及び保存は安全衛生協議会で行い、保存期間は3年間とする。

平成31年5月1日 改正 実施

運輸安全マネジメント評価報告書（第1回）

事業者名称： 株式会社野口	評価実施場所： 岩手運輸支局 会議室
代表者氏名： 代表取締役 佐藤 幸弘	評価チームリーダー： 運輸安全調査官 小山田 和利

総評：（詳細項目は別添参照）

【評価事項】

貴社における安全管理体制の構築及び改善に関する取組について、経営トップ以下社員が一丸となって、安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目について、評価します。

- ① 経営トップは、輸送の安全の確保が事業の根幹であり、「安全はすべてに優先する」を基本理念に、例えば、安全に運行できないおそれのある仕事は受注しない、高齢の乗務員については負担の少ない乗務に当たらせるなど、無理をしない環境作りを行うなど、安全確保のために主体的に関与し、リーダーシップを発揮されていること
- ② 「焦らずゆっくり話す」ことに主眼をおいた情報伝達訓練は、運転手の気持ちを落ち着かせ冷静な対応にも繋がる訓練と考えられること

【助言事項】

一方、安全管理体制の向上に向けて、以下に掲げる項目については、更なる取組を講じることが必要であると思われることから、ご検討下さい。

- ① 御社の場合は、事故件数も少なく、今後は事故の予兆に着目し事故の未然防止に取り組まれる段階と思われることから、さらなる未然防止の強化を図るためにも、積極的にヒヤリ・ハット情報を収集し、分類・整理・分析するなど、取組の推進に努められること

また、安全管理体制の定着を図るためには、継続的な改善及び不断の取組が不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂き、次ページ以降の項目別評価結果一覧を参考に更なる取組を講じられることを期待します。

署名：評価チームリーダー（運輸安全調査官）

小山田 和利

備考

項目別評価結果一覧

評価の項目	評 価 結 果
1. 経営トップの責務等	<p>(1) 全般 <u>経営トップは、輸送の安全の確保が事業の根幹であり、「安全はすべてに優先する」を基本理念に、例えば、安全に運行できないおそれのある仕事は受注しない、高齢の乗務員については負担の少ない乗務に当たらせるなど、無理をしない環境作りを行うなど、安全確保のために主体的に関与し、リーダーシップを発揮されていることを評価します。</u></p> <p>(2) 人員、設備 輸送の安全に必要な人員や設備の確保・整備などの強化が図られていることが確認できました。</p>
2. 安全管理の考えと計画	<p>(1) 安全方針 <u>輸送の安全に関する基本的な考え方を盛り込んだ安全方針は作成・周知されていることが確認できました。</u> <u>一方、「安全管理の進め方に関するガイドライン」において、盛り込むことが推奨されている以下の項目について、網羅されていないことも確認できました。</u> <u>今後、見直しを実施される際には、以下の趣旨を盛り込むことを期待します期待します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1) 関係法令等の遵守</u> <u>2) 安全最優先の原則</u> <u>3) 継続的改善 (PDCA サイクルを機能させること)</u> <p>(2) 安全目標、具体的取組計画 <u>ヒヤリ・ハットの収集活用、内部監査 (安全の棚卸) の場を事故の予兆 (リスク) をとらえる機会とし、明確となったリスクを解決するための具体的な目標と取組計画を作成され、その目標達成に向け確実に取り組まれることを期待します。</u></p> <p>(3) 進捗管理・見直し 取組計画の進捗状況及び安全目標の達成状況を把握されていることが確認できました。 今後とも、必要に応じて見直されることを期待します。</p>
3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保	<p>(1) 輸送の安全に関する情報の伝達、現場の課題等の把握 <u>輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるよう、定期的又は随時に会議や話し合いが行われるとともに、現場の課題等を適時、適切に把握されていることが確認できました。</u></p>

項目別評価結果一覧

評価の項目	評 価 結 果
	<p>今後とも継続されることを期待します。</p> <p>(2) 情報伝達及びコミュニケーションにおいて明らかになった課題等への対応</p> <p>情報伝達及びコミュニケーションにおいて明らかになった課題等について、必要な措置を実施し、見直し・改善が図られていることが確認できました。</p> <p>今後とも継続されることを期待します。</p>
<p>4. 事故情報等の収集・活用</p>	<p>(1) 事故情報</p> <p>事故発生時の適時、適切な報告が行われるよう、対応手順や連絡方法を定められ、報告を受けた事故について、原因究明を行い、再発防止対策を講じられていることが確認できました。</p> <p>今後は、実施した対策の効果を把握し、必要に応じて見直しを実施されるなど、取組の充実・強化を図られることを期待します。</p> <p>(2) ヒヤリ・ハット情報</p> <p><u>御社の場合は、事故件数も少なく、今後は事故の予兆に着目し事故の未然防止に取り組まれる段階と思われることから、さらなる未然防止の強化を図るためにも、積極的にヒヤリ・ハット情報を収集し、分類・整理・分析するなど、取組の推進に努められること</u></p> <p><u>なお、ヒヤリ・ハットには以下の 2 種類があり、活用方法がことなることに留意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・外部要因 (ヒヤリ・ハットさせられた)</u> 活用方法：<u>ハザードマップやドライブレコーダー映像による情報の共有</u> <u>・内部要因 (ヒヤリ・ハットしてしまった)</u> 活用方法：<u>根本原因を分析し対応策の立案実施</u> <p><u>また、明確となったヒヤリ・ハット傾向や重大事故に繋がる可能性が考えられるヒューマンエラーに対する対策については、喫緊に取り組む課題として、安全重点施策に反映させることも考慮ください。</u></p> <p>(3) 他社の事故事例等</p> <p>他社の事故事例やヒヤリ・ハットなどの情報を集め、自らの事故防止に活用されていることが確認できました。</p> <p>今後とも継続されることを期待します。</p>

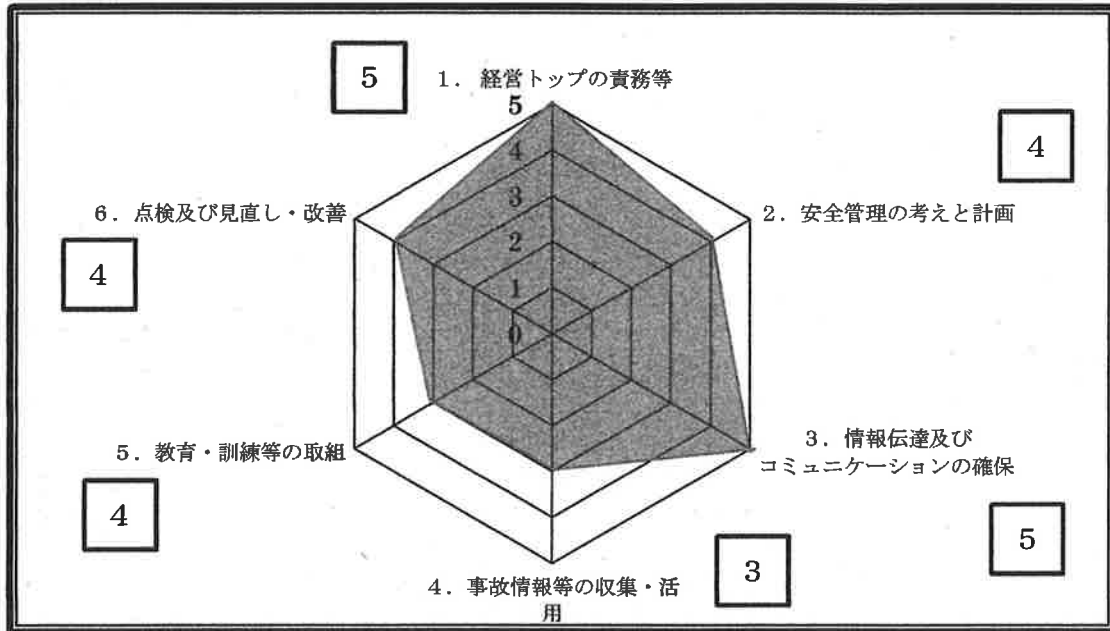
項目別評価結果一覧

評価の項目	評 価 結 果
5. 教育・訓練等の取組	<p>(1) 教育・訓練等 【代表者（経営者）を含め輸送の安全にかかわる者】 代表者（経営者）を含め輸送の安全にかかわる者に対して、運輸安全管理に関する教育（外部研修等の受講を含む）を実施されていることが確認できました。 今後は、必要に応じて見直されるなど、教育の充実・強化に努められることを期待します。</p> <p>【運転者等の技能要員】 運転者等の技能要員に対する必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練等については、計画的に実施されていることが確認できました。 今後とも、必要に応じて見直されることを期待します。</p> <p>(2) 重大な事故等への対応 <u>重大な事故等が発生した場合の対応方法等を予め定め、重大な事故等を想定した情報伝達訓練等については、「焦らずゆっくり話す」ことに主眼をおいた訓練を実施されていることが確認できました。</u> <u>事故惹起時等は、パニック状態に陥り、冷静な対応ができなくなることから、当該訓練は、運転手の気持ちを落ち着かせ冷静な対応にも繋がる訓練と考えられることから評価します。</u> 今後とも継続されることを期待します。</p> <p>(3) 関係法令等の遵守状況の確認 関係法令等については、業界団体等から情報を収集し、最新の改正状況を把握するとともに、遵守状況については、点呼時や各種教育等を通じて定期的に確認し、把握されていることが確認できました。 今後とも継続されることを期待します。</p>
6. 点検及び見直し・改善	<p>(1) マネジメントレビュー 安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上定期的に点検されていることが確認できました。 今後は、発見された事故の予兆を次年度の安全目標や取組計画に反映されることを期待します。</p> <p>(2) 継続的改善 安全に関する日々の取組に問題があった場合、適時・適切に改善や対策等を講じる取組が行われていることが確認できました。</p>

項目別評価結果一覧

評価の項目	評価結果
	<p>今後とも継続されることを期待します。</p> <p>(3) 文書・記録類の作成・管理 安全管理体制を構築・改善するために作成した文書類や運用結果を残すための記録類を適切に管理されていることが、インタビューにおいて確認できました。</p>

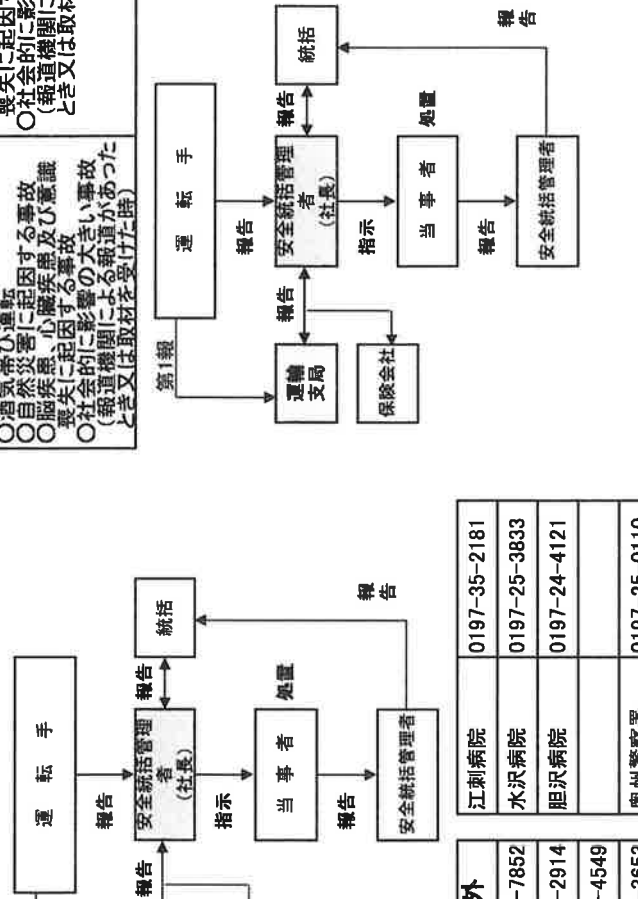
貴社における現在の安全管理体制の構築、維持及び改善に関する取組状況



貴社における現在の安全管理体制の構築、維持及び改善に関する取組状況（上記6項目）は、自己チェックシート及びインタビューからレーダーチャート（上図）に「0～5」の6段階で記載しました。今後、貴社の取組が優れている項目は継続的に実施され、取組に工夫の余地がある項目は見直し・改善が図られることを期待します。

備考

緊急時社内連絡体系図

特定重大事件 (未遂含む)	重大事件 (未遂含む)	事件の予告 (電話、インターネット等)	事故発生時(バス)	事故発生時(トラック)
<ul style="list-style-type: none"> ○バスジャック ○爆弾物の爆発 ○核物質、薬利等の散布 ○その他社会的に影響の大きい事件 	<ul style="list-style-type: none"> ○乗客、乗員に死者が出た場合 ○乗員による暴行事件 ○その他社会的に影響の大きい事件 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスジャック ○施設等への立てこもり ○爆弾等の爆発 ○核物質、薬利等の散布 ○乗客、乗員の殺傷 ○乗員による暴行 	<ul style="list-style-type: none"> ○1名以上の死者発生 ○5名以上の重症者発生 ○10名以上の負傷者発生 ○乗客に重傷者発生 ○転覆・転落 ○車両火災 ○鉄道車両と接触・衝突 ○急停車による事故 ○酒気帯び運転 ○自然災害による事故 ○脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故 ○社会的に影響の大きい事故(報道機関による報道があったとき又は取材を受けた時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○2名以上の死者発生 ○5名以上の重傷者発生 ○10名以上の負傷者発生 ○危険物の飛散・慰勞 ○酒気帯び事故 ○自然災害に起因する事故 ○脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故 ○社会的に影響の大きい事故(報道機関による報道があったとき又は取材を受けた時)
				
<p>※報告事項</p> <p>特定重大事件 重大事件の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者名 ② 緊急連絡担当者及び連絡先 ③ 発生日時・場所 ④ 事件概要 ⑤ 被害概要 ⑥ 警察の対応状況等 <p>事件予告の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者名 ② 緊急連絡担当者及び連絡先 ③ 予告日時、場所、受信内容 ④ 警察への対応状況等 ⑤ 今後の対応 ⑥ その他把握している事項 <p>事故発生時</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事故発生日時、場所 ② 事故概要 ③ 死者・重傷者・軽傷者の人数 ④ 道路、信号、路面等の状況 ⑤ 事業者名、報告者名、連絡先 ⑥ 事故車の登録番号 ⑦ その他(運転者、被害者の年齢) 				

※連絡時はあせらずゆっくりと話す事

株式会社 野口
バス事業部 野口交通

TEL	FAX	時間外
東北運輸局	022-791-7534	022-299-8872
運輸支局 青森	017-739-1506	017-739-1505
運輸支局 岩手	019-637-2912	019-639-1033
運輸支局 宮城	022-235-2517	022-235-9789
運輸支局 秋田	018-863-5814	018-864-0250
運輸支局 山形	023-686-4714	023-686-4601
運輸支局 福島	024-546-0342	024-545-1561
安全統括管理者	佐藤幸弘	090-3759-2992
佐々木運行管理者		070-2013-8055
菊池運行管理者		070-2013-9360
江刺病院		0197-35-2181
水沢病院		0197-25-3833
胆沢病院		0197-24-4121
奥州警察署		0197-25-0110
北上警察署		0197-61-0110
一関警察署		0191-21-0110
警察(緊急)		110
江刺消防署		0197-35-8119
水沢消防署		0197-24-7211
救急車		119
大船渡病院		0192-26-1111
大迫病院		0198-48-2211
大船渡消防署		0192-44-2119
東北交通経済(盛)		019-638-1281
菊地高之		080-2846-1379
東北電力(停電)		0120-175366
NTT(ITプラザ)		0120-442388

※ 連絡の次期防止及び、対策等の確実な実行を要するため、連絡体系を厳守すること。